

説教余滴 「銃器の所持、使用」

米国の開拓・建国以来の思想のひとつは、自分の身は自分が守る、ということです。そうしたことで、開拓以来、武器の所持は、個人の権利として認められています。誰でもが、個人の権利として、銃器を選び所持することが出来ます。正当防衛であり、過剰防衛の問題も起こります。

昔は先込め銃。南北戦争の頃、元込め連発銃。回転弾倉の六連発拳銃から、小型化され、殺傷能力も強い銃器を複数所有することが出来ます。そのため米国では銃器の使用による青少年男女殺傷事件が絶えない、と言ったら短絡的、と言われるでしょう。背景には、多民族国家、多数の言語・文化、相互不信、経済格差、社会不安などが存在します。この中で信頼と平和を進めるためには、理性と忍耐が必要です。

しかし、銃器を所持している者は、目的外であっても、それを使用することが出来ます。本来、自衛目的の銃であっても、大量殺人のため、犯罪行為のためでも、当然利用することが出来ます。

このことは、国家・軍備・戦争に当てはめることが出来ます。日本は、スポーツや狩猟目的のための所持を許可しています。その許可基準と資格審査は非常に厳しいそうです。そのためでしょうか、日本では射撃競技をする人が少ない、と聞きます。

米国も携帯するには許可証が必要なようです。ザル法であって、抜け穴だらけ。

合法的な銃器所持には使用目的があるはずですが、それを簡単に踏みにじり、非合法的な目的外使用を当然なこととみなす。これが現実です。個人の事ではありません。朝鮮半島の現実です。

北朝鮮と米韓はいまだ戦争関係です。休戦中なだけであることを板門店は示しています。その条件は知りませんが、兵器の所有、開発等には規制はなさそうです。いくら開発しても、核を使うことはできません。開発の資源を民生に向けましょう。